

台湾便活用交流促進事業実施要領

(目的)

第1条 将来の国際定期便の運航を見据え、その基盤となる海外との交流を促進するため、現地団体や企業等との交流・訪問活動等を行うグループに対して、台湾便活用交流促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、秋田県内に所在し、次の要件をすべて満たすグループとする。

- 一 事業を完遂できる見込みがあること。
- 二 代表者が明らかで、原則3名以上のグループであること。
- 三 会計経理が明確であること。

(対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、当該年度内に対象地域において自主的に計画・実施した現地団体や企業等との交流・訪問活動等であり、継続・発展が期待できるものとする。

- 2 対象地域は、原則台湾とし、台湾への渡航にあたっては、必ず秋田空港発着の台湾チャーター便を往復利用するものとする。
- 3 欠航やオーバーブッキング等航空会社の都合により、往復利用できなかった場合においても助成対象とする。
- 4 次の各号に掲げる事項に該当する場合、助成金の交付対象事業の対象外とする。
 - 一 営利を目的としたもの
 - 二 国、県及び市町村が主催する自治体事業、若しくは国、県、市町村、関係団体からの補助金・助成金（（公財）秋田県市町村振興協会が実施する県内空港活用青少年国際交流促進助成事業助成金を除く。）を受け、対象経費の全額が補助対象となっているもの
 - 三 違法又は公序良俗に反する活動を伴うもの
 - 四 同一年度において、当該事業による補助対象事業として既に採択されたグループ
 - 五 その他、本事業の目的及び趣旨に反するもの

(対象経費及び助成金額)

第4条 助成金の交付対象となる経費及び助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 助成金の交付対象となる経費は、現地団体や企業等との交流・訪問活動等に係る渡航費及び宿泊費に相当する経費とする。
- 二 助成金の上限額は、次のとおり定める。ただし、グループ内の渡航者全員（引率者除く）が、県内に所在し、かつ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校に在学する者で、交流を主たる目的として渡航する場合、1グループ当たり、下記の各額に最大10万円を加えるものとする。

1グループ当たりの渡航人数	3名以上	5万円
---------------	------	-----
- 三 対象事業による渡航人数は、原則3名以上とする。
- 四 秋田空港を発着する旅行商品（航空券及びホテル等を含むパッケージ型商品や企画旅行型商品等）を購入する場合は、商品価格全額を対象経費とする。ただし、上限額は二に定めたものとする。

(事業実施計画書の提出及び交付決定)

第5条 助成金の交付を受けようとするグループの代表者（以下「事業実施計画グループ」という。）は、電子フォームによる提出、もしくは「事業実施計画書」（様式第1号）を原則として事業開始の1週間前までに秋田空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）に

電子メールで提出するものとする。

2 協議会は、事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、「事業実施計画認定結果通知書」（様式第2号）により、事業実施計画グループに通知するものとする。

（変更承認申請書等の提出）

第6条 事業実施計画認定結果通知書を受領したグループの代表者（以下「助成グループ」という。）は、事業内容を変更する場合は「事業内容等変更承認申請書」（様式第3号）を、事業を中止する場合は「事業中止（廃止）承認申請書」（様式第4号）を協議会に電子メールで提出するものとする。

（事業実績報告書等の提出）

第7条 助成グループは、事業終了後1か月以内、若しくは交付決定があった年度の3月31日までのいずれか早い期日までに電子フォームによる報告、もしくは「事業実績報告書」（様式第5号）に次の書類を添付し協議会に電子メールで提出するものとする。

- 一 事業の実施内容や効果がわかるもの（実施状況を撮影した写真、新聞、SNS記事等）
- 二 経理関係書類（搭乗券・領収書の写し等）

（助成金の決定及び交付額の確定）

第8条 協議会は、前条の事業実績報告書等の審査により、事業が適正に行われたことを確認し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金額を確定し、「助成金交付決定及び交付額確定通知書」（様式第6号）により、速やかに助成グループに通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 助成グループは、前条の通知があったときは「助成金交付請求書」（様式第7号）を協議会に電子メールで提出し、協議会は助成金交付請求書に基づき助成金を交付するものとする。

（報告及び調査）

第10条 協議会は、必要に応じて助成グループに対し、その実施内容の詳細に関する報告を求めることができるほか、交流事業の実施内容を現地調査することができる。

（交付決定の取り消し）

第11条 協議会は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- 一 助成グループが書類内容を偽り又は不正な行為により、助成金の交付を受けた場合
- 二 助成グループが前条の内容報告又は現地調査を拒んだ場合

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。